

(一財)福岡コンベンションセンター 施設利用ガイドライン

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、催事開催時には以下の対策をお願いいたします。

1. 事前の対策

- 各施設の定める最大利用人数(諸室・控室含む)を考慮して利用施設・会場を決定すること。
- 会場レイアウトは、可能な限り人と人とが触れ合わない間隔が確保できるものにする。
※ 備品の配置や設備等の関係で距離の確保が難しい場合等、状況に応じて利用人数の削減や利用施設の変更をお願いする場合があります。
- (一社)日本コンベンション協会、(一社)日本展示会協会、(一社)コンサートプロモーターズ協会等の主催者が属する業種における業種別ガイドラインおよび国・県の発出文書を参照し、必要な措置を講じること。
<福岡県 HP> <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-cooperation-event.html>
- 施設の利用にあたっては、施設担当者の指示に従うこと。
- 感染拡大の兆候や催事等におけるクラスターの発生等により、国や県からの指導による中止または延期の要請等がなされた場合にはそれに従うこと。

2. 利用中の対策

- 関係者・来場者とも、当日の体温が 37.5℃ 以上の場合は入館させないこと。
- 設営および開催時の混雑を避けるための対策を講じること。
<施工業者・出展者への対策>
(1) 搬入・搬出の時間を調整する。
<来場者への対策>
(1) 随時入館者数(入室者数)を把握し、最大人数を超える場合は入場規制を実施する。
- 入館者全員がマスクを正しく着用すること。
(1) マスク未着用者には、主催者が着用を促す。
(2) マスクを忘れた者・紛失した者には、主催者にて配布または販売を行う。
- 消毒作業を実施すること。
(1) 利用終了後の消毒は施設側で行う。
(2) 利用期間中の消毒は原則として主催者側で行う。
※ 施設側で請け負う場合は、別途料金、事前相談要。
(3) 体験コーナー等、不特定多数が触れるものは、適宜消毒を行う。
- 密集が発生しないよう対策を講じること。
(1) トイレ等の待機列において、人と人とが触れ合わない間隔を確保する。
(2) 会場内の巡回を実施し、密集が発生している箇所には呼びかけを行う。
(3) 喫煙所を仮設する場合は、灰皿の間隔を空ける、人数制限を行う等配慮する。
(4) 催事終了後は状況に応じて規制退場を実施するとともに、速やかな帰宅を促す呼びかけ等を行う。
- 利用しないエリア、階層には立ち入らないこと。

- お客様への案内時、大声が極力発生しないよう対策を講じること。
 - (1) 案内に拡声器を使用する際は、必ずマスクを着用する。
 - (2) 可能な限り、掲示や表示板、録音による案内等、発声を伴わない方法を採用する。
- (「大声あり」エリア以外について)大声が発生しないよう対策を講じること。
 - (1) 大声が発生する場合は、係員からの呼びかけ等による注意喚起を行う。

3. 飲食物を含むサンプリングを行う場合の対策

- 提供物に不特定多数が触れる状況避けること。
 - (1) 提供するものは個包装とする。
 - (2) 手袋を着用した専門のスタッフが配布を行う。
 - (3) セルフサービスを避ける。
 - やむをえずセルフサービスを実施する場合は、1度手に取ったものを戻さないように呼びかける。
- 対象者へ以下の事項を呼びかけること。
 - (1) 飲食を極力短時間とする。
 - (2) マスク未着用での会話を控える。

4. その他

- キッチンカー・飲食ブース等を出店する場合は、当ガイドラインに加え、(別紙1)「飲食物の販売・提供に関する注意事項」を参照すること。
- アルコール類を提供する場合は、当ガイドラインに加え、(別紙1)「飲食物の販売・提供に関する注意事項」および(別紙2)「アルコールの販売・提供に関する注意事項」を参照すること。

◇ 本ガイドラインは、適宜見直しを行っております。

(一財)福岡コンベンションセンター 施設利用ガイドライン

(別紙 1) 飲食物の販売・提供に関する注意事項

- 商品は小分け(個包装)にして提供すること。
- 容器やおしぼりは使い捨てのものを提供すること。
- 販売ブースやキッチンカーは、内外の清掃・換気を徹底し、清潔を保つこと。
- 専用のごみ箱(袋)を設置すること。
- アルコール類・酒類を提供する場合は、(別紙2)「アルコールの販売・提供に関する注意事項」に従うこと。
- 懇親会を開催する場合は、開催時間の短縮や着席形式での実施を検討すること。
- 可能な限り、会場内の換気を実施すること。

【飲食場所について】

- 可能な限り飲食可能エリアを限定し、以下の対策を講じること。
なお、飲食可能エリアを限定しない場合は、飲食が発生するすべての場所において、(1)、(2)の対策を講じること。
 - (1) 食事は極力短時間とし、飲食時以外はマスクの着用を徹底することをスタッフの呼びかけ・掲示等で担保すること。
 - ※ 担保できない場合は、飲食が発生するすべての場所において、一定方向を向いたレイアウトとするか、対面箇所にはアクリルパネル等を設置する。
 - (2) 複数個所に消毒液を設置し、手指消毒・テーブル等の消毒が容易に行えるようにする。

(一財)福岡コンベンションセンター 施設利用ガイドライン

(別紙2) アルコールの販売・提供に関する注意事項

【基本的事項】

- 節度ある、適切な飲酒を心がけるよう呼びかけること。
 - 飲酒による大声発生等には退館処分や酒類提供中止等の対応を行うこと。
また、その旨来場者へ事前告知をすること。
 - 飲酒運転をさせないよう、対策を講じること。
 - (1) 飲酒運転禁止の周知(掲示、呼びかけ、アナウンス等)を行う。
 - (2) 車での来場者には、ハンドルキーパーの確認を行う。
 - 必要に応じて年齢確認を実施のうえアルコールを提供すること。
 - 決められた場所へゴミを捨てるよう呼びかけるとともに、適宜清掃を実施し、会場内を清潔な状態に保つこと。
-

【新型コロナウイルス感染拡大防止のための注意事項】

- アルコール提供の可否や注意事項については、開催時点の福岡県の飲食店に対する要請内容に準ずること。
- マスク未着用での会話をしないよう周知するとともに、該当の行為があった場合は主催者にて注意を行い、場合によっては退館させる等の対応をすること。
- 上記の対応ができるよう、警備員・スタッフ等を適切に配置し、施設敷地内(屋外を含む)の巡回を行うこと。

その他、(別紙1)「飲食物の販売・提供に関する注意事項」に記載の注意事項を遵守するとともに、当財団職員の指示に従って運用をお願いいたします。